

議案第三十六号

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「次条第二号」を「次条第一項第二号」に改める。

第七条第二号中「家庭的保育事業者等の」を「家庭的保育事業所等の」に改め、「いう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

2 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第

二号の規定を適用しないことができる。

一 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

二 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第二十八条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

二 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区長が認める者

第十七条第二項に次の一号を加える。

三 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に必要な注意を払っ

た調理業務を適切に行うことができる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与その他利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機についての適切な対応をすることができるとして区長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第二十三条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第二十四条第二項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第四十七条中「第七条」を「第七条第一項」に、「同条第一号及び第二号」を「同項第一号及び第二号」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （説 明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第六十五号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の実施に係る要件を緩和するため、本案を提出いたします。